
令和6年度 「消費者問題の法律に強くなる講座」 (in 大分市、宇佐市)
受講者を募集します！

アイネスでは、私たちの生活に深く関係のある消費者問題について勉強できる講座を行っています。講座の受講料、教材費とも無料です。

国家資格である「消費生活相談員*」の資格取得にもチャレンジできる内容になっています。

【*消費生活相談員とは・・・】

消費生活センター等で、商品やサービスなど消費生活全般に関する消費者からの相談等を受け付け、公正な立場でその解決に努めている相談員のことです。

○消費者問題の法律に強くなる講座（in大分、宇佐）

URL：[/site/syohi-senta/sikaku.html](http://site/syohi-senta/sikaku.html)

・対象者：どなたでも受講できます

・開催会場／募集人員

（1）大分会場：20名程度

大分会場全労済ソレイユ（大分市中央町4丁目2-5）

（2）宇佐会場：20名程度

宇佐市勤労者総合福祉センターさんさん館（宇佐市大字四日市391-10）

※宇佐会場については、定員に達しない場合は中止になります。

・日程：全8回（6月～8月までの土曜日又は日曜日）

・申込締切：5月29日（水）

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活日曜相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999（電話相談のみ）

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - ・ 相談電話：097-536-5000
-

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）



令和6年度

『消費者問題の法律に強くなる講座』 (in 大分市、宇佐市) 受講者を募集します

主 催:大分県消費生活・男女共同参画プラザ

運 営:特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク

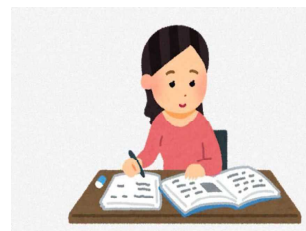
**私たちの消費生活に深く関係する法令を学んでみませんか？
国家資格である「消費生活相談員」の資格取得にもチャレンジできる内容になっています！**

消費生活相談員とは…

消費生活センター等で、商品やサービスなど消費生活全般に関する消費者からの相談等を受け付け、公正な立場でその解決に努めている相談員のことです。

- 1 対 象：どなたでも受講できます
- 2 募集人員：①大分会場20名程度、②宇佐会場20名程度
※宇佐会場は定員に達しない場合は中止することがあります
- 3 開催場所：2会場で開催しますので、希望会場をお選びください。
①全労済ソレイユ（大分市中央町4丁目2-5）
②宇佐市勤労者総合福祉センターさんさん館（宇佐市四日市391-10）
- 4 内 容：消費者問題に関する法律（民法、特定商取引法、消費者契約法、割賦販売法、住宅の契約に関する事など）★詳細は裏面
- 5 日 程：裏面に記載 全8回 各回10:00～15:00
(※12:00～13:00昼食休憩 昼食は各自用意をお願いします)
- 6 受講料等：無 料
- 7 講 師：弁護士等
- 8 申込〆切：5月29日（水）

※定員に到達次第締め切ります。



★お申し込み・お問合せ先★

〒870-0037 大分市東春日町1-1

大分県消費生活・男女共同参画プラザ《消費生活班》

TEL：097-534-2038 FAX：097-534-0684

*お申し込みは、裏面の申込書持参、郵送、FAX、電話、もしくは、申し込みフォームよりお申し込みいただけます。

「消費者問題の法律に強くなる講座」受講申込書

ふりがな 氏名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日生 (満 歳)
現住所	〒		
電話番号 (携帯電話) メール	—	—	—
希望会場	<input type="checkbox"/> 大分会場	<input type="checkbox"/> 宇佐会場	
資格	① 【国家資格】消費生活相談員（平成・令和 年取得） ② 消費生活専門相談員（昭和・平成・令和 年取得） ③ 消費生活アドバイザー（昭和・平成・令和 年取得） ④ 消費生活コンサルタント（昭和・平成・令和 年取得） （注）該当する場合、番号全てに○印及び年数を記入してください。		

申請フォームはこちら →
もしくは、下記 URL よりお願いします。



<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/surveys/7794372348820868898>

【消費者問題の法律に強くなる講座 日程表】

No	講座科目	大分会場	宇佐会場
1	消費者問題の歴史 昨今の消費者問題	6/ 8(土)	6/ 9(日)
	私人の法律関係は民法が基本ルール—民法 1		
2	私人の法律関係は民法が基本ルール—民法 2	6/15(土)	6/16(日)
	私人の法律関係は民法が基本ルール—民法 3		
3	消費者を有利にする法律—特定商取引法 1	6/29(土)	6/30(日)
	消費者を有利にする法律—特定商取引法 2 (預託法)		
4	消費者を有利にする法律—消費者契約法 1	7/ 6(土)	7/ 7(日)
	消費者を有利にする法律—消費者契約法 2		
5	多様な決済方法とこれを支える法律	7/ 13(土)	7/ 14(日)
	金銭消費貸借の法制度と訴訟制度		
6	金融商品・保険の知識	7/27(土)	7/28(日)
	暮らしと法律 その1 クリーニング・食のルール・インターネットのルール		
7	暮らしと法律 その2 身近なルール	8/3(土)	8/4(日)
	個人情報保護法・景品表示法		
8	消費者行政—消費者行政のしくみ 1	8/10(土)	8/11(日)
	消費者行政—消費者行政のしくみ 2		

※講座時間は、10:00~15:00 (休憩 12:00~13:00)

※大分会場は、全労済「ソレイユ」 TEL097-533-1121

※宇佐会場は、宇佐市勤労者総合福祉センターさんさん館 TEL0978-33-4771